

緊急通報装置貸与契約書

【目的】

第1条 津和野町内に居住する、一人暮らしの高齢者及び身体障害者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。

【対象者】

第2条 この事業の対象者は、次に掲げるもので町長が必要と認めるものとする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯
- (2) ひとり暮らしの重度身体障害者
- (3) その他町長が特に必要と認めたもの

【貸与の方法及び決定】

第3条 町長は、貸与の申請にもとづき、高齢者サービス総合調整会議に諮り可否を決定するものとする。

- 2 貸与の決定をした場合は、対象者との間に緊急通報装置貸与契約書を締結する。

【協力員の確保】

第4条 対象者は緊急時に、迅速に必要な措置をとることのできる協力員を対象者が確保する。

- 2 協力員は、対象者1人に対して2人とする。

【費用負担】

第5条 器機の購入費用については、津和野町の負担とする。

- 2 器機の当初設置費用については、津和野町の負担とする。ただし、特別な工事については、対象者の負担とする。
- 3 器機の使用料及びその他の維持管理に必要な費用は、対象者が負担する。

【維持管理】

第6条 対象者は、器機の維持管理を善良に行うと共に、
転貸等してはならない。

2 器機を故意又は過失により破損または消失した場合は、
対象者において弁償しなければならない。

【対象資格の喪失】

第7条 対象者が次の各号に該当するにいたったときは、
その時から対象資格を喪失する。

- (1) 第2条に規定する設置対象者でなくなったとき。
- (2) 対象者が死亡または町内に住所を有しなくなった
とき
- (3) 第6条に違反したとき。
- (4) 対象者から返却の申し出があったとき。

【委任】

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項につい
ては別に定めることができる。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者
が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者 住 所：島根県鹿足郡津和野町大字後田口64-6

事業者名：津和野町役場 福祉生活課

津和野町長 下 森 博 之

契約者 住 所：津和野町

氏 名： 印